

03 ダイバーシティ 教育

1 高等学校における教育のあり方について【最重点】

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

- (1) 学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、1単位時間の扱い、必修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。
- (2) 制度の抜本的な見直しを図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。
- (3) オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。
- (4) 特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。

<現状・課題>

情報通信技術の革新やコロナ禍などを経て、オンライン会議・テレワーク等が浸透し、就業形態、雇用形態は大きく変化している。また、生成AI等デジタル技術の発展、世界の気候変動や自然災害、紛争をはじめとする世界情勢の混迷など、社会の状況は劇的な変化が進み予測困難な時代が到来している。

全ての子供の可能性を引き出し、学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や幸福(Well-being)を実現するためには、学習の成果を生徒が生涯を通じて保持し続け、努力や成果を振り返りながら自己肯定感や学習意欲を高めていく視点が重要である。

こうした状況の中、学校教育においては、国における様々な制度改善、各教育委員会や学校における工夫などにより、社会変化に対応する教育を実践してきた。高等学校の教育については、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが求められており、社会の変化に速やかに対応していく必要がある。

しかし、多くの高等学校では、集団の生徒に対し、教員が教室での学びを中心

に授業を行うといった教育のスタイルに留まっており、根本的な変化を遂げることができずにいる。

高等学校への進学率は約 99%に達し、積極的に学びに向かうことができない生徒や、知識を現実の社会と結び付けて理解することが難しい生徒、外国に背景のある生徒など多様な生徒の個別のニーズに対応することが求められている。彼らの入学動機や進路志望、興味・関心や学習経験・意欲・背景にある生活環境等は、一人一人それぞれに異なり、非常に多様なものとなっている。

そこで、学校における学びの在り方そのものの根本的視点から見直しを図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、全ての生徒がそれぞれの興味関心に応じて自ら伸び育つ教育を展開しなければならない。

このような喫緊の課題に対し、デジタルとリアルの最適な組合せにより学校内外で学ぶことができるよう、学び方や教え方の学習基盤の変革、学習指導要領等の柔軟で弾力的な運用、教員が学びの伴走者として生徒に対応する意識改革などを推進し、「新たな教育のスタイル」への転換を早期に実現していく必要がある。

こうした観点から、特に重要な事項として、以下要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 現代の子供の課題を解決する教育を実現するためには、より柔軟で個別最適な学校づくりが必要であることから、学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、1単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。
- (2) 制度の抜本的な見直しを図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。
- (3) 制度の見直しや柔軟な運用を実現する際、オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。
- (4) 最新の知識や技術を生かした高度で専門的な学びを実現するため、外部の専門人材を学校で柔軟かつ即座に活用できるよう、特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。特に、学校が独自の新たな学校設定教科・科目を設置する際の指導者について、優れた知識経験等を有する社会人等が、授業のみならず、評価や単位認定等を含め、年間を通じて教科・科目を担当できるよう改善を図ること。

2 教育のデジタル化の推進に向けた支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和11年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和11年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Webフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のICT利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) ヘルプデスク設置、ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にICT支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- (7) 校務DXを幅広く実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。
- (8) モバイルWi-Fiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
- (9) 令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 公立学校における生成AI等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、補助金による必要な財源措置をすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方とそこに向かう行程を示すと共に、調査研究・採択に係る基準、AI等のデジタルツールの活用など事務負担の軽減に係る検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

緊迫する国際情勢、人口減少・少子高齢化に加え、デジタルが急激に進展する大変革の時代である。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和7年7月に文部科学省より公表された「令和7年度 全国学力・学習状況調査」結果では、一人1台端末等のICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用すると回答した割合が、小学校では96.5%、中学校では94.3%となるなど、一人1台端末の利活用は前進した。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

国は、令和5年度補正予算において、予備機を含む一人1台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、5年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、1台当たりの補助基準額はこれまでの4万5,000円から5万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和7年度補正予算までにおいて、令和10年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人1台端末の整備に必要な経費の内、地方負担分については、地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和11年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和11年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。このため、指導者用端末や予備端末等の更新費用につ

いても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備、Webフィルタリング機能の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。加えて、端末更新に当たっては、既存端末について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく認定事業者への処理委託を行う等、再使用又は再資源化を含め適切な処分が必要となる。このため、これに要する費用に対しても財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしたが、当該事業自体も令和6年度に廃止された。令和7年度から令和9年度までは地方財政措置としたが、補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

GIGAスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善等に対する補助金を措置するとした。

しかし、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に必要な経費を十分に充当できていない。令和8年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。地方財政措置は令和9年度まで措置されることとなったが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援を一層充実していく必要がある。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきた。しかし、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であることから、一人1台端

末の整備とクラウド活用を核とする教育D Xや働き方改革の流れに適合しなくなっている。

こうした状況に鑑み、国は、自治体の次世代校務D X環境整備に係る初期費用を財政支援することとしたが、国が掲げたK P Iを達成するためには、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行う必要がある。また、学校全体の校務D Xを推進するためには、統合型校務支援システムだけでなく、その周辺システムであるダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツール等の一体的な整備・導入が重要であることから、これらに要する経費の財政支援が必要である。さらに、モバイルW i－F iルーター等の補助制度について、I C Tを活用した家庭学習の重要性が増す中で、モバイルW i－F iルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援が必要である。

また、令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるI C T環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のI C T環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや、都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

都では、高校段階における一人1台端末整備において、一人一人の進路実現に資するために家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で活用していくことが必要であることから、保護者負担による整備を行っているが、昨今の物価上昇等の影響により同一性能の端末を導入するに当たっても端末価格は年々上昇している。国は、高校段階一人1台端末整備事業を実施する都道府県に対して、端末整備費用に係る財政支援を実施することが必要である。

生成A Iなど先端技術の発展は日進月歩である。国は令和6年12月に「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」において、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を具体的に示したが、学校現場での活用のためには、人員及び環境の整備が不可欠である。

国では、デジタル教科書について、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生までを対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約5割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

また、デジタル教科書を巡る動向として、令和3年6月に「デジタル教科書の

今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和4年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和6年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。さらに令和8年4月7日にデジタル教科書を正式な教科書とする学校教育法改正案などの関連法案が閣議決定された。上記の状況を踏まえ、デジタル教科書の調査研究・採択の際の判断基準、具体的な活用方法等について更に検討を進める必要がある。

併せて、「主たる教材」としてのデジタル教科書の内容が示されないまま、従来の紙の教科書のように、文部科学省検定年度の3月末に検定結果の公表、翌年度4月末までに見本本の送付、その後に調査研究項目の設定・調査研究方法の検討及び実施、東京都内の各設置者に対し指導助言を行い、8月末までに教科書採択を行うスケジュールで調査研究及び採択を行うことは不可能である。

さらに、教科書関係業務は内容が複雑・多岐であり、作業量も膨大であることから、関係する職員の事務負担は極めて大きい。今後、デジタル教科書が正式な「教科書」となることで作業量が増えることが予想されることから、負担軽減のための方策を検討する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和11年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和11年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理やクラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末、Webフィルタリング機能、端末処分に係る費用等も、休業期間や日頃のICT利活用、端末更新時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ヘルプデスク設置及びICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にICT支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) 学校全体の校務DXが実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。

- (8) モバイルWi-Fiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
- (9) 令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備3か年計画(2025~2027年度)」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達等の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 公立学校における生成AI等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備に向け、必要な財源措置をすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

併せて、2030年度にデジタル教科書も正式な教科書として導入するまでの工程等の全体像を速やかに示すこと。なお、デジタル教科書の調査研究にあたっては、項目及び方法の検討を行う相応の期間が必要となるため、見本本を提供されてから最低でも1年間以上の期間をとること。

また、工程の検討にあたっては、適切に教科書の採択が行えるよう、各設置者の意見を反映させるとともに、明確な判断基準を示し、活用可能な資料を適宜提供すること。

さらに、その後の年度においても、十分な調査研究期間を設けるため、教科書検定や見本本提供時期、教科書採択期限等について、見直しを含め適切な時期に設定をすること。

加えて、教科書関係業務(検定、採択、調査研究など)にAI等のデジタルツールを活用することで、事務負担の軽減や働き方改革に繋がると期待する。については、AI等のデジタルツールを用いることによる著作権の問題や、メリットやデメリットなど必要な検討を進め、検討結果を示すこと。

3 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

<現状・課題>

都においては、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を踏まえ、平成 26 年 6 月に東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）を成立させるとともに、本条例に基づき、同年 7 月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と併せて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、令和 6 年 7 月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために、学校・家庭・地域の連携による「SOS の出し方に関する教育」の推進や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、スクールカウンセラーを含む全教員で情報を共有して解決を図る校内体制の整備等の必要性が示されたところである。

(1) 「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの認知件数が、77,479 件で、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成 25 年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校（令和 7 年度は、小学校 1,265 校、中学校 620 校、高等学校 248 課程）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成 28 年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほか、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週 2 回配置している。

しかしながら、平成 20 年度からは国の補助率が従前の 2 分の 1 から 3 分の 1 へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校

の総数の10%以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成28年度、平成29年度及び平成30年度は22区、25市、3町に、令和元年度は22区、25市、2町に、令和2年度及び令和3年度は23区、25市、2町に、令和4年度から令和7年度までは23区、25市、4町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

都においては、令和4年度から、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問するなどの活動時間を増やすとともに、専門的な資格を有する者の任用を推進する区市町村への補助を拡充している。

事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成21年度から突然、国が補助率3分の1事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間の連携や、学校・関係機関との緊密な連携の確保を図る必要がある。

国においては、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究を行っていたが、配置の在り方については地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

なお、常勤職員として配置を行う場合には、国が、学校教育法（昭和22年法律第26号）等において必置の職として規定するとともに、県費負担教職員として位置付け、いわゆる標準法において教職員定数を算定することが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の2分の1とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。

また、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働

き掛けること。

- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう補助率を引き上げること。
- (3) 将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するに当たっては、必要な法整備を行うこと。

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育職員免許状再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり全国で統一的な運用が図られるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。
- (2) いわゆる日本版DBSの運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

<現状・課題>

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が、一部の規定を除き令和4年4月1日から施行された。

また、法第12条に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（以下「指針」という。）が令和4年3月に示されている。

法には、特定免許状失効者への教育職員免許状の再授与に当たっては、各都道府県教育委員会が設置する、教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を聞かなければならないと規定され、再授与審査会の組織及び運営に関する必要な事項は別途文部科学省令で定めるとされているが、国会における附帯決議にもあるとおり、全国で統一的な運用を図ることが求められている。指針には、再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例が示されているが、再授与の審査及び判断に当たり、「児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性」の詳細な基準等が必要である。

こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）の運用に当たっては、令和8年1月にガイドラインが示され、運用に際しての具体的な手続が明らかにされたところである。本ガイドラインによると、法施行日である令和8年12月25日以降に、こども性暴力防止法関連システムを介した手続が開始されるとされている。しかしながら、東京都教育委員会においては、採用予定者数が約4千人と規模が大きいことから、令和9年4月1日までに犯罪事実確認書の確認を完了させることについて懸念がある。また、システムの運用開始時期が年末年始に当たるため、システム上のトラブルが発生した場合には、大きな混乱が生じることが予想される。これらのことから、システムの運用開始時期を前倒しすることが必要である。

また、全国において4千人以上の教員が不足するなど、教員不足の折においては、臨時的任用教員等の活用が日常的に行われている。急な欠員が生じた場合であって、業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがなく、かつ、直ちに当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときには、い

とま特例の運用が認められているところである。しかし、児童・生徒にとって安全・安心な居場所となるよう学校運営を行うためには、できる限り配属前に犯罪事実確認が行われていることが望ましい。このように、臨時的任用教員等の名簿に登載される時点において、犯罪事実確認を行うことが可能とすべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図れるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。
- (2) いわゆる日本版DBSの運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

5 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の拡充等【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
- (3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- (4) その他、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では344,185人、都内公立小・中学校では31,335人であり、依然高い水準にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校を設置している。

国においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和5年3月31日）及び「不登校児童生徒への支援の充実について

て（通知）」（令和5年11月17日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び学びの多様化学校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和6年度問題行動等調査によると、全国に1,873施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は31,923人で、不登校児童・生徒全体の約9.3%に過ぎない。このうち都では、区市町により98施設が設置され、3,667人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約11.7%という状況である。

また、学びの多様化学校については、令和8年4月現在、全国で84校しかなく、そのうち都内公立学校は10校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。

都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校を早期に整備できるよう、教員の配置や、新設時の環境整備に必要な経費の補助等の支援を行い、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校の子供が多い小・中学校に、校内教育支援センター支援員が配置できるよう、経費を補助したり、不登校対応を専門に担い、授業や担任をもたずに複数の中学校を巡回する教員を配置したり、中学校の空き教室を利用し、教科を指導する複数の教員を配置するチャレンジクラスを設置したりするなど、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや学びの多様化学校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（法第10条及び第11条）。

さらに、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

< 具体的要求内容 >

- (1) 教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。

(2) 学びの多様化学校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

(3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

(4) 不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、校内教育支援センターの支援員の配置に係る費用を会計年度任用職員に限らず補助する等、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

6 外国につながるのある子供に対する教育の充実

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 日本語指導が必要な外国につながるのある児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の構築を図るとともに、体制構築が図られるまでの間、児童・生徒に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。
- (2) 公立学校において、日本語指導が必要な児童・生徒を指導するに当たり、教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。
- (3) 外国人の子供の就学促進に関する自治体の取組が実効性のあるものとなるよう財政的措置など複合的な支援を行うこと。
- (4) 日本語指導が必要な児童・生徒の指導・支援の充実を図るに当たり、より詳細な実態を把握すること。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、令和5年5月1日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国につながるのある外国人児童・生徒は57,718人で、16年前(平成17年度調査、20,692人)に比べ37,026人増加している。

また、「一人」在籍校が全体の34.9%を占める一方で、「30人以上」が在籍する学校は325校に上る。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数が増えている。

日本語指導が必要な児童・生徒に係る教職員定数については、平成29年度から令和8年度までの10年間で加配定数が段階的に基礎定数化されるなど、一定の改善が図られているが、外国につながるのある児童・生徒に日本語指導を行う「日本語学級」を編成する場合、法令等に規定がないため、適切な定数措置が困難な状況にある。

多様な言語的・文化的背景をもつ外国人等の児童・生徒が増加する中、こうした児童・生徒は多くの学校に存在しているという基本的な認識を共有し、学校における多様性を認め、日本人と外国人が共に学び合う教育環境を構築することは、

全国的かつ喫緊の課題である。

上記の認識に立ち、国として、適切な日本語指導等の在り方を根本的に見直すなど、現状に即した新しい日本語指導体制の構築が必要である。

また、日本語指導が必要な児童・生徒への指導・支援の充実に向け、国として母語の多様化を念頭に置いた教員以外の外部人材の活用や指導用教材の開発、地方自治体の就学促進に関する取組への支援を行うとともに、日本語指導が必要な児童・生徒のより詳細な実態を把握することが求められている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 日本語指導が必要な児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の充実に努めるとともに、体制構築が図られるまでの間、児童・生徒の増加に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。
- (2) 通訳者等の「専門家」による学校支援体制の整備により、公立学校において日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。
- (3) 国は、外国人の子供の就学促進に対する支援のため、次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 各自治体が外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を更に推進していくため、帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業について、補助率を引き上げる等、十分な財政的支援を行うとともに本事業がより活用できるよう補助条件の緩和を行うこと。
 - ・ 国が関係機関と連携し、外国人の子供に関する正確な状況把握を行い自治体への情報提供を行うなど、財政的措置にとどまらない複合的な支援を行うこと。
- (4) 現在、文部科学省において、隔年で実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について、毎年実施するようにする等、より詳細な実態把握を行うこと。

7 公立学校の教職員定数の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

(1) 中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。

(2) 小学校における教科担任制を推進するため、中学年以上の専科指導のために加配定数を拡充するとともに、後年度を含め、加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。

併せて、新規採用教員の負担軽減に資する取組については、国において検討し更に拡充すること。

(3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。

また、中学校における生徒指導担当教員の配置充実等の教職員定数の改善や、公立学校におけるサポートスタッフの配置及び人材確保のための財政的支援の充実を計画的に進めること。

(4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

<現状・課題>

(1) 中学校 35 人学級の実施に伴う加配定数の振替等について

令和 7 年 6 月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」の附則において、公立中学校の学級編制の標準を令和 8 年度から 35 人に引き下げよう、法制上の措置等を講ずる

ことを明記されたところである。令和3年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号。以下「義務標準法」という。）を改正し、小学校における学級編制の標準について、第2学年から5年かけて段階的に35人に引き下げた際には、習熟度別指導等の加配定数のうち35人学級の実施に活用されている分を基礎定数に順次振り替えていたが、中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、その財源として加配定数を削減することなく、必要な教職員定数を別途確保することが必要である。

（2）小学校における教科担任制の推進について

学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るためには、特定の教科を専門的に指導する体制を構築することが効果的である。

教科担任制の導入校では、授業の質の向上に加え、児童の多面的な理解や教員の持ち授業時数の軽減及び計画的な年休の取得など働き方改革の観点で極めて高い効果が現れており、今後更に推進を図るために、加配定数の一層の拡充が急務である。

国は、小学校における教科担任制の推進のため、専科指導のための加配拡大の計画を1年前倒し、計3,800人加配定数の改善を行ってきた。また、令和7年度から4年生への教科担任制を拡大しているが、これに係る加配定数の改善総数は計3,960人とどまる。いずれも、全国の公立小学校約1万9,000校の2割程度の規模であり、優先的に専科指導の対象とすべき教科が4教科であることも踏まえると、不十分である。また、国は3年生への教科担任制の導入に向けた定数改善の計画を示していないが、4年生と比較して授業時数がほぼ同数であることから、教員の働き方改革推進の観点からも必要である。

都では、現在、高学年においては令和10年度までに12学級以上校の全校に導入予定であり、中学年への導入拡大に向け対応を進めているが、仮に高学年と同様に1校1人程度を配置する場合、更なる人員増が必要であり、加配定数の拡充が必要となる見込みである。

また、今後、各自治体が財源の見通しを持ち、計画的かつ早期に小学校の教科担任制を推進していくためには、国が、後年度も含めた更なる加配拡大の計画を速やかに定め、示す必要がある。

国は教科担任制のための加配定数を措置するため、習熟度別指導等の加配定数について、令和2年度及び令和3年度の2年間で計4,000人を振り替え、更に令和4年度は230人、令和5年度は200人、令和6年度は550人を振り替えている。加配定数は、専科指導のみならず、地域の実情に応じて少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチング等の多様な取組に活用され成果を挙げている現状を十分に踏まえ、今後の教科担任制のための加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保することが必要である。

新規採用教員に対しては、法定研修である初任者研修の受講のために持ち授業時数の軽減を実施しているが、他の校種と比べ小学校教師の持ち授業時数が多いことを踏まえると、更なる負担軽減の取組が必要である。

(3) 教職員定数の充実及び加配定数の柔軟な運用について

現在、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童・生徒や、外国につながる子供等の特別な配慮を必要とする児童・生徒の増加など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。都では、令和7年度から、子供が抱える問題の解決に向けた組織的な連携・支援体制を維持するため、教員と外部人材をつなぎ、教育相談体制の充実を図る「教育相談主任」を一部の中学校においてモデル導入している。その活用に当たっては、当該教師の持ち授業時数を軽減し、非常勤講師を任用することで働き方改革の一助としているが、他の校種と比べ中学校教師の時間外在校等時間が多いことを踏まえると、更なる教員の負担軽減の取組が必要である。

学校における働き方改革を実現しつつ、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を行い、教育活動の質の向上を図るためには、義務標準法制定時の教員一人当たりの持ち授業時数を踏まえ定められている「乗ずる数」の見直しや、指導方法工夫改善や児童生徒支援等の加配定数の拡充による、教職員定数の一層の充実に加え、教員をサポートするスタッフの配置を拡充することが必要である。

また、加配定数は法令上、その目的に応じて数種の事項に分類されるが、国への申請に当たっては、より細かく区分された項目ごとに申請する必要がある。特定の項目に措置された加配定数は、同一の事項であっても他の項目に原則振り替えることができず、自治体の方針や個々の学校の実態に応じて効果的に活用することが困難となっている。

自治体や学校で行われている工夫や取組は様々であり、地域の実情に応じた教員配置により教育の質を更に向上させるためには、各加配事項の枠内で加配定数の振替を認め、柔軟に運用できるような仕組みにすることが必要である。

(4) 定数改善計画について

今後の教職員定数の改善については、公立中学校の学級編制標準の引下げによる中学校35人学級実現のほか、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした、令和10年までの「新たな「定数改善計画」」を策定することが個別に示されている。

一方で、包括的な教職員定数改善計画は策定されておらず、今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成、各区市町村における学校施設の整備計画等に影響が生じないよう、早期に具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画が示されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 中学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、中学年以上の専科指導のために加配定数を拡充するとともに、後年度も含め、加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。

併せて、新規採用教師の負担軽減に資する取組については、国において検

討し更に拡充すること。

- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。

また、中学校における生徒指導担当教師の配置充実等の教職員定数の改善や、公立学校におけるサポートスタッフの配置及び人材確保のための財政的支援の充実を計画的に進めること。

- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

8 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等について、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

<現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化、いじめや不登校の増加などにより、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実態に応じた配置が極めて重要である。

一方、国の配置基準では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）に基づき、原則 1 校一人の配置としつつ、児童・生徒数が 61 人以上の場合は二人を配置することとなっている。

平成 19 年の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正により複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、また、児童・生徒数が 500 人を超すような大規模な学校も存在する中、児童・生徒数が 61 人以上どんなに多くなっても養護教諭は二人しか配置されない現行の配置基準は、学校の実態にそぐわないものとなっている。児童・生徒数等に応じて段階的に定数が算定されるよう、速やかに改善するべきである。

また、副校長や事務職員、学校栄養職員についても、国の配置基準では原則学校単位で算定することとなっており、併置校や大規模な特別支援学校等における学校運営の充実のためには、児童・生徒数等に応じた配置基準により教職員定数の充実を図ることが必要である。

さらに、寄宿舎指導員について、現行の配置基準では重度重複障害のある児童・生徒等への対応が考慮されておらず、実態を踏まえた定数改善を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭について、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3 人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員及び学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じた配置基準にするとともに、寄宿舎指導員について、重度重複障害のある児童・生徒に応じた配置基準を設けるなど、定数改善を行うこと。

9 学校における働き方改革の実現【最重点】

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校における働き方改革については、国において、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」（以下「給特法改正法」という。）が成立し、教員の処遇改善とともに、学校における働き方改革の一層の推進のため、令和11年度末までに時間外在校等時間を月平均30時間程度にするという目標等が定められるとともに、教育委員会に対しても業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表等が義務付けられ、教育委員会として様々な取組の実行が求められている。

都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）を令和6年3月に策定し、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合を0%とするなどの目標を設定している。

その実現に向けて、外部人材の活用やDXの推進を積極的に進めるとともに、学校における業務のアウトソーシングやコンサルタントを活用した業務改革支援、ダッシュボードを活用した在校等時間の見える化など、様々な取組を進めている。

こうした状況の中、都内公立学校においては、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等が連携して働き方改革に総合的に取り組み、令和7年度時点で、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合は減少傾向にあるなど一定の進捗がみられている。

しかしながら、都の掲げた月45時間を超える教員の割合を0%とする目標及び、法で定められた月30時間程度の目標達成に向けては、更なる取組が必要であり、都教育委員会は給特法改正法の内容を踏まえ、現行の実行プログラムを「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けるとともに、令和8年度中の改定も予定している。

国、都及び区市町村、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、教員の働き方改革の効果を確実にあげていくためには、国による更なる支援が不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 全国共通の本質的課題である「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直しや校務のDX化、学校マネジメントの強化、指導・運営体制の充実など、業務量の削減や実効性の高い施策の充実を図ること。

また、施策の実施に当たって、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対して確実に財源を措置すること。

- (2) 教育職員の勤務状況等に関する状況把握、業務分担の見直しや適正化に必要な環境整備等の教育委員会が行う在校等時間の長時間化を防ぐための取組について財政的支援等を行うこと。

- ① 業務の適正化に向けて学校・教員以外でも担うことが可能な業務のアウトソーシングに係る経費や、コンサルタントを活用して学校の業務改革を支援する経費について、財政的支援を行うこと。
- ② 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）や、小学校において副担任相当の業務を担う外部人材、副校長を補佐する外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するなど、財政支援を充実すること。なお、スクール・サポート・スタッフの通勤手当相当の経費及び副担任相当の業務を担う外部人材の人材派遣による配置も補助対象経費とすること。
- ③ 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。
- ④ 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭、校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- ⑤ 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。また、部活動の円滑な地域展開等を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

10 教科書事務における効率化

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 効率的に教科書事務を進める上で「新教科書事務執行管理システム」を採択行為から受領冊数報告までを一気通貫で使用できるシステムに改修すること。
- (2) 効率的な教科書調査研究に資するため、教科書見本を電子データでも送付すること。

<現状・課題>

義務教育諸学校の教科書無償給与事務に関する需要数及び受領冊数報告は、令和3年度から文部科学省が提供する教科書事務執行管理システム（以下「旧システム」という。）を通じて実施してきた。しかし、旧システムは操作が煩雑で動作が遅い上、ヘルプデスクへの問い合わせも困難であり、回答まで数週間を要することが多いなど、様々な問題点が指摘されてきた。このため、都として、改善を要望してきた。

こうした背景の下、令和7年度から文部科学省は新たに「新教科書事務執行管理システム」（以下「新システム」という。）の運用を開始した。都は、文部科学省の連絡を受けて、新システムを使用し、令和8年度使用教科書の需要数を報告した。また、令和8年2月2日付7初教科第19号「令和8年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務の適正な処理について（通知）」において、令和8年度の受領冊数報告についても新システムを使用するよう通知があったことから、受領冊数報告に必要なデータを作成するため、区市町村立学校、国私立学校及び都立学校（以下「都内学校」という。）で、新システムを使用して令和8年度使用教科書の納入指示作業を行っているところである。

しかしながら、各教育委員会及び都内学校からは、納入指示書の作成方法について、1画面で必要数を入力する仕様になっておらず、使用する教科書1冊ずつの必要数を別画面で入力する必要があることから、煩雑である等の意見が出ている。さらに、文部科学省が設置している新システムのヘルプデスク数が1回線と過少であるため、本来、ヘルプデスクに問い合わせるべきシステム関連の問合せが、当庁に殺到している。

上記問合せ等に対応せざるを得ないため、当庁における限られた人員体制の中で、その他の教科書関係業務に迅速に対応することが非常に困難となってきている。都内学校において、教科書の無償給与業務が適正かつ円滑に処理できるようにするためには、新システムを使用する担当が一連の流れを理解することができるよう、問合せの発生源である新システムの改修と、ヘルプデスクの大幅な強化を強く要望する。

< 具体的要求内容 >

(1) 新システムの運用に当たっては、適時適切な改修を実施すること。

文部科学省にとっても、都道府県にとっても、利便性の高いシステムの構築に向けた不断の改修は、教科書事務を円滑に遂行していく上で非常に重要である。そのため、新システムに係る改修要望については、都道府県から毎年度聴取し、その具体的要望について、確実に改修に反映させること。

また、都道府県教育委員会等からの問合せに対応できるよう、ヘルプデスクの体制づくりを強化すること。

(2) 全ての検定に合格した教科書見本について、紙媒体に加えて電子データでの提供を行うこと。

1 1 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

教育職員免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第1条に規定する学校が最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

<現状・課題>

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを基盤とした教育職員免許状（以下「免許状」という。）等との一体化等について明記されたところであるが、マイナンバーカードの所持は任意である。

免許状における本人確認は本籍地、氏名及び生年月日であるが、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第15条では、免許状記載の氏名又は本籍地の変更は任意とされているため、必ずしも現氏名又は現本籍地と一致しているとは限らない。そのため、失効時の免許状に記載された氏名又は本籍地と、失効後に再度授与申請された際の氏名又は本籍地が異なると、同一人物と分からずに、免許状を授与してしまう例が想定される。

また、採用する国公立学校では、採用予定者の免許状が有効なものか否かを確認する際、児童生徒性暴力等を理由として免許状が失効した者に限っては特定免許状失効者管理システムにより失効の確認ができるものの、その他の者については文部科学省から年4回配布される官報情報検索ツールにより失効しているか確認するほかなく、最新の情報を得ることが困難であり、採用予定者の免許状が有効でない場合でも採用してしまう懸念がある。

さらに、免許法では、第5条第1項第4号若しくは同項第5号により免許状失効後3年間又は同項第3号により刑の執行が終わるまでの間、免許状の授与ができない規定となっているが、当該免許状所持者が学校に勤務していた時点で当該事由が発生した場合は、免許法第14条に基づき所轄庁が免許管理者である都道府県教育委員会に通知する義務がある一方で、学校に勤務していない免許状所持者の場合は免許法に所轄庁が明示されておらず、免許管理者に通知がなされないため、免許状の取上げや失効処分ができない。

<具体的要求内容>

(1) 国主導において、免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

ア マイナンバーカードを基盤とした免許状との一体化に当たり、教員免許所持者の全てがマイナンバーカードを持つよう、国において実効性の高い

取組等を行うこと。

イ 免許状の本籍地及び氏名を最新のものにすることを義務付けるよう、法整備を行うこと。

(2)学校教育法第1条に規定する学校に勤務していない免許状所持者について、免許法に規定する所轄庁を明確にし、免許管理者に失効等が疑われる情報が確実に届くよう、法整備を行うこと。